

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四章 小学校 第二節 教育課程</p> <p>第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、<u>図画工作、家庭及び体育の各教科</u>（以下本節中「各教科」という。）、<u>道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動</u>によって編成するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>第五十一条 小学校の各学年における各教科、<u>道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動</u>のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第五十五条の二 文部科学大臣が、<u>小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育</u></p>	<p>第四章 小学校 第二節 教育課程</p> <p>第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、<u>図画工作、家庭及び体育の各教科</u>（以下本節中「各教科」という。）、<u>道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間</u>によつて編成するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>第五十一条 小学校の各学年における各教科、<u>道徳、特別活動及び総合的な学習の時間</u>のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>（新設）</p>

課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

（削除）

（削除）

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下この条において「国語等」という。）の各教科とする。

3 選択教科は、国語等の各教科及び第七十四条に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十六条 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第七十七条において準用する第七十七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十六条 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第七十七条において準用する第七十七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

(新設)

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第一百七十七条 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第一百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第一百七十七条又は第一百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

② 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条及び第八十五条から第八十六条までの規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第一百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五

第一百七十七条 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第一百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条、第五十六条及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第一百七十七条又は第一百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

② 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条及び第八十六条の規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第一百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

第百十三条 (略)

2 (略)

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であ

第百十三条 (略)

2 (略)

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条又は第八十六条」とあるのは「第八十八条第二項において読み替えて準用する第八十五条又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

(新設)

り、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前二条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

別表第一（第五十一条関係）

各教科の授業時数						区分
国語	社会	算数	理科	生活	音楽	
三〇六	/	一三六	/	一〇二	六八	第二学年
三一五	/	一七五	/	一〇五	七〇	第三学年
二四五	七〇	一七五	九〇	/	六〇	第二学年
二四五	九〇	一七五	一〇五	/	六〇	第四学年
一七五	一〇〇	一七五	一〇五	/	五〇	第五学年
一七五	一〇五	一七五	一〇五	/	五〇	第六学年

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

別表第一（第五十一条関係）

各教科の授業時数						区分
国語	社会	算数	理科	生活	音楽	
二七二	/	一一四	/	一〇二	六八	第一学年
二八〇	/	一五五	/	一〇五	七〇	第三学年
二三五	七〇	一五〇	七〇	/	六〇	第二学年
二三五	八五	一五〇	九〇	/	六〇	第四学年
一八〇	九〇	一五〇	九五	/	五〇	第五学年
一七五	一〇〇	一五〇	九五	/	五〇	第六学年

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	道徳の授業時数	図画工作		
					体育	家庭	作
八五〇	三四			三四	一〇二		六八
九一〇	三五			三五	一〇五		七〇
九四五	三五	七〇		三五	一〇五		六〇
九八〇	三五	七〇		三五	一〇五		六〇
九八〇	三五	七〇	三五	三五	九〇	六〇	五〇
九八〇	三五	七〇	三五	三五	九〇	五五	五〇

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	道徳の授業時数	図画工作		
				体育	家庭	作
七八二			三四	九〇		六八
八四〇			三五	九〇		七〇
九一〇	一〇五	三五	三五	九〇		六〇
九四五	一〇五	三五	三五	九〇		六〇
九四五	一一〇	三五	三五	九〇	六〇	五〇
九四五	一一〇	三五	三五	九〇	五五	五〇

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても

同様とする。）

別表第二（第七十三条関係）

総合的な学習の時間 の授業時数	道徳の授業 時数	各教科の授業時数									区分
		外国語	家庭 技術・	育 保健体	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	
五〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	四五	四五	一〇五	一四〇	一〇五	一四〇	第一学年
七〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	三五	三五	一四〇	一〇五	一〇五	一四〇	第二学年
七〇	三五	一四〇	三五	一〇五	三五	三五	一四〇	一四〇	一四〇	一〇五	第三学年

同様とする。）

別表第二（第七十三条関係）

選択教科等	特別活動の 授業時数	道徳の授業 時数	必修教科の授業時数									区分
			外国語	家庭 技術・	育 保健体	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	
	三五	三五	一〇五	七〇	九〇	四五	四五	一〇五	一〇五	一〇五	一四〇	第一学年
	三五	三五	一〇五	七〇	九〇	三五	三五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	第二学年
	三五	三五	一〇五	三五	九〇	三五	三五	八〇	一〇五	八五	一〇五	第三学年

特別活動の 授業時数	三五	三五	三五
総授業時数	一〇一五	一〇一五	一〇一五

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

(削除)

(削除)

別表第四（第七十六条、第七十七条、第一百七十七条関係）

区 分	各教		
	国語	社会	数学
第一学年	一四〇	一〇五	一四〇
第二学年	一四〇	一〇五	一〇五
第三学年	一〇五	一四〇	一四〇

に充てる授 業時数	〇〜三〇	五〇〜八五	一〇五〜一六五
総合的な学 習の時間の 授業時数	七〇〜一〇〇	七〇〜一〇五	七〇〜一三〇
総授業時数	九八〇	九八〇	九八〇

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数に充てることができる。
- 四 選択教科の授業時数については、中学校学習指導要領で定めるところによる。

別表第四（第七十六条、第七十七条、第一百七十七条関係）

区 分	必修		
	国語	社会	数学
第一学年	一四〇	一〇五	一〇五
第二学年	一〇五	一〇五	一〇五
第三学年	一〇五	八五	一〇五

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	道徳の授業時数	数時業授の科					
				外国語	家庭技術・	育保健体	美術	音楽	理科
一〇一五	三五	五〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	四五	四五	一〇五
一〇一五	三五	七〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	三五	三五	一四〇
一〇一五	三五	七〇	三五	一四〇	三五	一〇五	三五	三五	一四〇

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

総授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	特別活動の授業時数	道徳の授業時数	数時業授の科教					
					外国語	家庭技術・	育保健体	美術	音楽	理科
九八〇	七〇～一〇〇	〇～三〇	三五	三五	一〇五	七〇	九〇	四五	四五	一〇五
九八〇	七〇～一〇五	五〇～八五	三五	三五	一〇五	七〇	九〇	三五	三五	一〇五
九八〇	七〇～一三〇	一〇五～一六五	三五	三五	一〇五	三五	九〇	三五	三五	八〇

二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第八十一条において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

（削除）

（削除）

三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることのできる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

二 特別活動の授業時数は、第八十一条において準用する中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数に充てることができる。

四 選択教科の授業時数については、文部科学大臣が別に定めるところによる。

五 各学年においては、必修教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより選択教科の授業時数の増加に充てることのできる。ただし、各学年において、必修教科の授業時数から減ずる授業時数は、一必修教科当たり三十五を限度とする。